

東京藝術大学社会連携センターにおけるユーラシア文化交流プロジェクトに関する要項

〔平成28年 9 月15日  
制 定〕

改正 平成29年12月21日

(趣旨)

第1条 この要項は、東京藝術大学社会連携センター規則第9条第2項の規定に基づき、ユーラシア文化交流プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 プロジェクトは、文化遺産の保護・修復・複製・活用に関する人材の知的・文化的・技術的交流を促進するための事業及びユーラシア全体の文化的発展に貢献する国際ネットワーク構築を行う拠点事業を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 プロジェクトを推進するため、ユーラシア文化交流センター（以下「センター」という。）を置き、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) ユーラシアにおける文化遺産に関する国際協力及び支援事業の推進
- (2) ユーラシアにおける文化遺産に関する国際的連携の構築
- (3) 海外機関等との国際プロジェクトに係る企画立案及び事業推進
- (4) その他プロジェクトの目的を達成するために必要な業務

(組織)

第4条 センターの構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) センター長
- (2) 副センター長 若干人
- (3) 特別顧問
- (4) 専門スタッフ
- (5) サポートスタッフ
- (6) その他センター長が必要と認める者

2 センター長は、社会連携センター長をもって充てる。

3 副センター長は、センター長が指名する者をもって充てる。

(特別顧問)

第5条 特別顧問は、センター長の命を受けて、第3条各号に掲げる業務（以下「国際プロジェクト等」という。）への助言及び関連機関との連絡調整を行うものとする。

(専門スタッフ)

第6条 専門スタッフは、センター長及び副センター長の命を受けて、国際プロジェクト等のうち専門的事項を処理するものとする。

(サポートスタッフ)

第7条 サポートスタッフは、センター長、副センター長及び専門スタッフの命を受けて、国際プロジェクト等に係る業務を処理するものとする。

(就業等)

第8条 第5条の特別顧問は非常勤講師を、第6条の専門スタッフは特任教員又は特任研究員を、第7条のサポートスタッフは特任職員又は教育研究助手をもって充てる。

2 前項の非常勤講師の委嘱にあたっては、「東京藝術大学非常勤講師等の業務の委嘱等に関する取扱要項」、特任職員の就業にあたっては、「東京藝術大学有期雇用職員就業規則」、教育研究助手の就業にあたっては、「東京藝術大学教育研究等非常勤職員就業規則」を適用するものとする。

(運営会議)

第9条 センターに運営会議を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 国際プロジェクト等の基本方針に関すること。
- (2) センターの管理運営及び人事に関すること。
- (3) 国際プロジェクト等に関する協定の締結に関すること。
- (4) 研究者及び専門家等の受入・派遣に関すること。
- (5) 国際プロジェクト等により得られた知的財産権等に関すること
- (6) その他センター長が必要と認めること。

2 運営会議は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 社会連携センターに所属する常勤教員
- (4) 専門スタッフ
- (5) 社会連携課長
- (6) その他センター長が指名する者 若干人

3 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

4 議長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(庶務)

第10条 プロジェクトに関する事務は、社会連携課が行う。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、プロジェクトの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成28年9月15日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年1月1日から施行する。